

仮想事例から学ぶ基本貿易取引上の留意点 9

関西大学名誉教授 博士（商学） 吉田 友之

仮想事例 10

輸出業者である当社は、近々直接輸出を開始しようと計画しています。実際に貿易取引を行うに際して輸出業者は様々な知識を理解する必要があると考えています。中でも輸出業者としては確実に代金回収が出来るのかどうかに不安が付きまとうため、代金回収の仕方が重要であると考えています。このようなことから、代金の回収方法にはどのような種類があるのでしょうか。また輸出業者にとってその代金回収方法には優劣があるのでしょうか。代金回収方法について概説をお願いします。

〔本事例のポイント〕前払い、後払い、信用供与、電子決済

仮想事例中の質問の通り輸出取引に際して輸出者は様々な問題を想起しておかなければならない。中でも輸出取引において輸出者にとって最も気になることは確実に代金回収が行えるのかどうかであろう。代金決済方法はいろいろな角度から整理できるであろうが、以下では実務的な観点から、1送金ベースによる決済方法、2荷落為替手形による決済方法、3荷為替手形による決済方法、4その他の決済方法に大別して、各決済方法について概説したい。

1. 送金ベースによる決済

近年、貿易取引において送金ベースによる決済が増加し、とくに同一グループ企業間あるいは少額の取引では送金ベースによる決済の比率が高くなっている。銀行を通じて国際送金を行う場合、その大半を担っているのがスイフト（Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication : Swift）〔国際銀行間通信協会〕と称される国際的な金融インフラである。貿易当事者にとって、それを利用した送金は時間を要し多大なコストが生じるといった問題があったが、それらの点を改善したシステムが稼働し国際送金の利便性が高まることが予想される。¹

1) 代金前受け・前払い（Advanced Payment）は、輸出者が商品を引き渡す前に輸入者から代金を回収することをいう。輸入者からすれば商品の引き取り前に輸出者に代金を支払うことになる。したがって輸出者にとっては有利であるが、輸入者にとってはリスクの高い代金支払方法といえる。本決済は、取引商品が売り手市場の場合、取引商品の業界での商慣習がある場合、または輸出者が企業間の力関係で強い場合、利用されることが多くなろう。

2) 代金後受け・後払い（Deferred Payment）は、輸出者が商品を引き渡した後輸入者から代金を回収することをいう。輸入者からすれば商品の引き取り後に輸出者に代金を支払うことになる。したがって輸入者にとっては有利であるが、輸出者にとってはリスクの高い代金回収方法といえる。本決済は、取引商品が買い手市場の場合、取引商品の業界での商慣習がある場合、初めての取引の場合、または輸入者が企業間の力関係で強い場合、利用されることが多くなろう。

3) 延べ払いは、輸出者が商品を引き渡した後、一定期間の経過後に輸入者から代金を回収することをいう。輸入者からすれば商品の引き取り後、一定期間の経過後に輸出者に代金を支払うことになる。したがって輸入者にとっては非常に有利であるが、輸出者にとっては大変リスクの高い代金回収方法といえる。本決済は、取引商品が買い手市場の場合、取引商品の業界での商慣習がある場合、初めての取引の場合、または輸入者が企業間の力関係で強い場合、利用されることが多くなろう。

4) 分割払いは、通常輸出者が商品を引き渡した後、輸入者から代金を均等に分割して回収することをいう。したがって輸入者にとっては非常に有利であるが、輸出者にとっては大変リスクの高い代金回収方法といえる。本決済は、取引商品が買い手市場の場合、取引商品の業界での商慣習がある場合、初めての

仮想事例から学ぶ基本貿易取引上の留意点 9

関西大学名誉教授 博士（商学） 吉田 友之

取引の場合、または輸入者が企業間の力関係で強い場合、利用されることが多くなろう。

5) ネットティング (Netting) は、2者間 (Bilateral Netting) と多者間 (Multilateral Netting) に大別される。本決済は、主にグループ企業間で貿易取引に伴う受取債権と支払債権を相互に相殺し合い、ネット債権・債務のみを送金する決済方法がいい、送金コストを軽減する効果が見込めるが、2者間より多者間でより一層その軽減効果は高くなる。しかし本決済は、代金後受け・後払いとなるため、輸入者にとっては有利であるが、輸出者にとってはリスクの高い代金回収方法といえる。

2. 荷落為替手形 (Documentary Clean Bill of Exchange) による決済

本決済では輸出者が、担保物である船荷証券 (Bill of Lading : B/L)、商業送り状 (Commercial Invoice : C/I)、保険証券 (Insurance Policy : I/P) などのいわゆる船積書類 (Shipping Documents : S/D) を代金の回収前に輸入者に直送し、それらの添付がされていない外国為替手形 (Foreign Bill of Exchange : B/E) により代金回収を行う。輸出者は担保物を先に輸入者に引き渡してしまうため、輸出者にとってこの決済方法は非常にリスクが高いが、輸入者にとっては非常に有利なものとなる。したがって本決済は、売買当事者がグループ企業であるか、そうでなくとも長期間にわたる取引関係があり信頼関係が構築されている場合、または取引商品が買い手市場にある場合を除いて使用されることは余りないと考えられよう。

3. 荷為替手形 (Documentary Bill of Exchange) による決済方法

1) 信用状なし荷為替手形による決済

貿易関係当事者はこの決済方法を一般に D/P・D/A 手形決済と称しているが、D/P (Documents against Payment) ・D/A

(Documents against Acceptance) という用語は本来船積書類の引渡条件を意味するものである。本決済では、輸出者は、外国為替手形に船積書類を添付したいいわゆる荷為替手形を為替銀行に呈示するが、輸入者側による代金支払いの保証がないため、通常為替銀行は代金取立 (Bill for Collection : B/C) 扱いとし、輸入者から手形代金の支払いまたは引き受けの後に代金回収することとなる。

2) 信用状付き荷為替手形による決済 (荷為替信用状決済)

貿易取引における信用状付き荷為替手形による決済の比率は低下傾向にはあるが、信用状は発展途上国・地域に所在する企業や中小企業への輸出取引では依然として重要な役割を果たしている。本決済では、輸出者は、信用状および荷為替手形を為替銀行に呈示すると、輸入者側の代金支払いの保証があるため、通常為替銀行は買取 (Bills Bought : B/B) 扱いとし、輸入者からの手形代金の支払いまたは引き受けを待たずに、直ちに手形代金を受け取ることとなる。

4. その他の決済方法

従来からいわゆる貿易金融の電子化の試みが幾度か行われてきたが完全な実用化には至っていない。わが国では、新たにトレードワルツ (TradeWaltz) がブロックチェーン技術と呼ばれる分散台帳技術を活用した電子貿易決済を含む貿易情報連携プラットフォームの実用化、商業化に取り組んでいる。²

¹ 国際送金大手の英 Wise (ワイズ) は、2025 年 11 月に国内の銀行間送金網である「全国銀行データ通信システム (全銀システム)」に接続した。これにより従来数日かかった国際送金の大半が 20 秒以内で可能となり、送金手数料も大幅に低減されることになる〔日本経済新聞、2025 年 4 月 22 日付け、2025 年 11 月 26 日付け、2026 年 1 月 3 日付け〕。

² <https://www.tradewaltz.com>